

令和5年度 第2回生駒市地域公共交通活性化協議会
議事概要

日 時 令和5年10月23日(月)午前10時～12時

場 所 生駒市コミュニティセンター 402 会議室

出席者

(委員) 小紫会長、土井副会長(議長)、森岡副会長、大西委員、柳谷委員(代理:石川様)、井上委員、池田誠也委員(代理:岩藤様)、小松委員、川本委員(代理:吉川様)、川口委員(代理:釈迦戸様)、今西委員(代理:浦久保様)、網蔵委員(代理:熊木様)、池田圭三委員、伊藤委員、坂本委員、矢田委員、鐵東委員、新井委員、村田委員

(審議案件(1)説明者)平群町総務部総務防災課(岡田課長、吉田主幹)…審議終了後退席

(事務局) 生駒市(山本副市長、米田建設部長、谷事業計画課長、浜田事業計画課課長補佐、菊池事業計画課交通対策係員、福呂事業計画課交通対策係員)、一般社団法人システム科学研究所(加藤)

欠席者 2名

傍聴者 7名

議 事

1 報告案件

- (1)各路線におけるコミュニティバスの利用状況について
- (2)コミュニティバス導入地区の募集について(萩の台線の運行見直しについて)
- (3)市内バスネットワーク維持に向けた協議申し入れに対する対応について
- (4)生駒市地域公共交通計画の改訂について

2 審議案件

- (1)平群町デマンド型乗合タクシーの市内乗り入れについて
- (2)地域内フィーダー系統確保維持計画の変更(案)について
- (3)コミュニティバス鹿ノ台線の本格運行について

3 その他

- (1)今後の会議予定等

【配布資料】

[前回協議会の議事概要]

[資料1] 各路線におけるコミュニティバスの利用状況について

[資料2] コミュニティバス導入地区の募集について

[資料2 参考資料] 審査会抜粋資料

[資料3] 市内バスネットワーク維持に向けた協議申し入れに対する対応について

[資料3 参考資料1] 第1回分科会議事概要

[資料3 参考資料2] 協議申し入れのあった4路線検討資料

[資料3 当日資料1] バス運賃100円DAYチラシ(第1弾、第2弾)

[資料3 当日資料2] いこま路線バスマップ冊子

[資料3 当日資料3] 乗合バス運賃の上限変更認可申請について(奈良交通(株))

[資料 4] 生駒市地域公共交通計画の改訂について

[資料 4 当日資料] エリア一括協定運行事業説明資料

[資料 5] 平群町デマンド型乗合タクシーの市内乗り入れについて

[資料 6] 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について

[資料 7] コミュニティバス鹿ノ台線の本格運行について

- 会長から、多様な地域公共交通の在り方を協議することが大事であると考えている。少子高齢化や免許返納が進む中で、市民が公共交通を利用して可能な限り利便性が高い生活をするように、移動手段をどのような形で確保し、それに併せて社会をどのように構成するのかを考える必要がある。市民の移動手段と生活の確保を形にすることが本協議会の目的であり、手段と目的をはき違えないようにしていきたい。新型コロナウイルス感染症の影響や交通事業者の経営状況、雇用問題等の社会状況の変化も含めて活発な意見をお願いしたい。との挨拶があった。
- 議長から、大阪府の金剛バスの路線廃止やライドシェアなど、公共交通を取り巻く状況が変化している。ライドシェアは、全ての公共交通に対する特効薬ではない。基本的に乗用車を活用することから輸送人数はタクシーと同程度であるため、コミュニティバスをライドシェアに置き換えることはできない。また、一般ドライバーであるため、タクシーと異なり深夜の運行依頼への対応が難しい場合がある。ライドシェア等多様な移動手段の利用可能な範囲を明確にし、様々な公共交通のバランスをとることが重要である。との挨拶があった。
- 事務局から、生駒市と平群町に跨る審議案件(1)の説明者として、平群町総務部総務防災課の岡田課長、吉田主幹を紹介し、当日の進行については、審議案件(1)から議事を進めることとした。

主な議事内容

1.報告案件

(1)各路線におけるコミュニティバスの利用状況について

- 資料 1 に基づいて事務局から説明した。
- 委員から、門前線は 5 路線の中で最も利用状況が良く、新型コロナウイルス感染拡大以前の状況に近い路線であるが、門前線のコメントの末尾が「新型コロナウイルス感染拡大以前の水準まで回復していない」という否定的な表現となっているため、マイナスの印象を受ける。誤解を与えないような表現に見直すことはできないか。との発言に対して、事務局から、門前線は 5 路線の中で利用者が最も多く、新型コロナウイルス感染拡大以前の水準まであと少しで回復することに対する事務局の期待があるため、他路線と比べて厳しい表現となっているが、他路線のコメントとあわせて表現を見直す。との発言があった。
- 議長から、新型コロナウイルス感染拡大から 3、4 年経つため、コミュニティバスの利用者層が変化している可能性がある。コロナ禍前後の利用状況を比較するだけでなく、現在の利用者層を確認して、今後の施策の参考としていただきたい。との発言に対して、委員から、主婦の立場から補足すると、まとめ買いをするようになったことで買物回数が週に 2～3 回に減少している。慢性的な通院も、2 か月に 1 回程度に回数を減らしている方が多くみられる。周囲の利用者の

生活様式が変わってきている。との発言があった。

- その他委員から特に意見はなかったことから、議長が報告案件(1)について承認を求めた結果、全委員が承認した。

(2)コミュニティバス導入地区の募集について(萩の台線の運行見直しについて)

- 資料 2、資料 2 参考資料に基づいて事務局から説明した。

- 副会長から、いずれの立候補地区においても、導入路線を利用してもらえるか、住民全体の協力が得られるか、周辺自治会の協力が得られるかについて、まだ不十分な部分がある。導入地区の自治会が中心となって、住民と協力し、自分達が利用するだけでなく、他の人にとって便利な使い方を考えることで、多くの人に利用してもらえる取組にしていきたい。との発言があった。

- 委員から、立ち上げ時のメンバーの熱意を引き継ぎ、数年後まで継続することは難しいと思われるが、評価項目の中で、継続性について具体的に記載されていない。との発言に対して、事務局から、コミュニティバス導入後の一番大きな評価指標は、行政負担割合 7 割を下回ることである。利用が少ない場合には、利用ニーズの掘り起こし、使いやすいダイヤやルートへの見直し、地元への呼びかけを、住民と行政が一緒になって取り組んでいくことを考えている。との発言があり、委員から、住民からの意見を主体として導入を進めるだけでなく、コミュニティバスが必要な地区に対して行政側から呼びかけることも必要となると思う。との発言があり、議長から、住民が取り組むための糸口は用意しており、行政と相談して、地域にとって望ましい移動の仕組みを作ることが大事である。また、評価指標として、コミュニティバスがあることで生活の豊かさがどの程度実現されたのかを、住民と行政が一緒になって調べることで、コミュニティの持続性が高まるのではないかと。との発言があった。

- 委員から、エリアに住んでいる住民全員が利用対象である点が生駒市のコミュニティバスの良いところである。また、行政側からの働きかけも重要であるが、協議会設立当初は、各地域を公平に判断し、住民ニーズが高い地区を選定する形で取り組みを進めてきたという経緯がある。との発言があった。

- その他委員から特に意見はなかったことから、議長が報告案件(2)について承認を求めた結果、全委員が承認した。

(3)市内バスネットワーク維持に向けた協議申し入れについて

- 資料 3、資料 3 参考資料 1、2、資料 3 当日資料 1、2、3 に基づいて事務局及び委員から説明した。

- 委員から、資料 3 に分科会は非公開とするとあるが、協議会と三者協議は公開であるため、本協議会で設立を承認した分科会も同じく公開するものと考えていた。分科会を非公開とした理由を改めて説明いただきたい。との発言に対して、事務局から、分科会の中では奈良交通の収支状況等を用いてしっかりと議論する必要があると考えており、そういった資料については生駒市情報公開条例の財産保護の要件等に該当し、配慮をした上で率直な意見交換を行うため、分科会内で協議の上で非公開とした。との発言があった。委員から、社外秘である奈良交通の収支状況を、資料の提供があったと分科会の議事概要に記載することは避けるべきでないか。

また、協議会の中に分科会を設置し、分科会から提示された案の議決及び助言を協議会でおこなうのであれば、分科会だけで会議の公開・非公開を決めて良いのか。協議会に諮る必要があったのではないか。非公開の分科会で決まったことを協議会に報告するのなら、公共交通の問題は実質分科会が決定するように受け取ってしまう。との発言に対して、事務局から、現時点では公開できない情報を奈良交通から提供いただいていないため、すべての情報を議事概要に記載している。当然社外秘の情報は出せないと奈良交通に確認しているので、分科会の中では可能な範囲での情報提供を奈良交通にお願いし、了承をいただいた。また、分科会での議論の結果を協議会へ諮り、最終決定は協議会でおこなうというのは、分科会の設置前も後も変わりはない。との発言があった。委員から、協議会委員が知らない情報を用いて議論された案が分科会から提示されると、協議会では議論ができない。との発言があり、別の委員から、分科会は協議会から協議する権限の一部を委譲されていると認識しているため、分科会で検討した資料全てを協議会に示す必要はないと考えている。協議会で判断する際、分科会の判断の根拠となった資料の説明はあると思う。分科会から協議会への報告に関する文言を修正することで、懸念事項が解決されるのではないかと。との発言があり、事務局から、今回の意見を分科会で共有して検討する。との発言があった。委員から、非公開とする情報について、非公開としたこと自体も公開してはいけない、でなければ何らかの形で広がる可能性がある。との発言があり、別の委員から、分科会は協議会の下にある会議体なので、協議の場に出された情報の責任も協議会にあると認識している、非公開とした情報の取り扱いについては分科会も協議会も等しく遵守する必要がある。との発言があった。議長から、分科会を非公開とする意味は、資料の非公開だけでなく、議論のプロセスで出た言葉が本人の意思に反した形で広がってしまう心配をせずに、自由な議論を行うという点にもある。協議会で報告する際に秘匿すべき情報があれば、協議会での審議終了後に資料を回収するという形での対応を考えていただきたい。との発言があった。

- 議長から、次回以降にバス運賃 100 円 DAY を実施する際は、サブスクリプションのように終日 100 円としてもよいのではないかと。短い区間でもバスを利用しやすくなるため、新たな需要が発生する可能性がある。との発言があった。
- 議長から、取組等に関して気になる点やご意見があれば、事務局へご連絡いただきたい。との発言があった。
- その他委員から特に意見はなかったことから、議長が報告案件(3)について承認を求めた結果、全委員が承認した。

(4)生駒市地域公共交通計画の改訂について

- 資料 4、資料 4 当日資料に基づいて事務局及び委員から説明した。
- 議長から、次回の協議会で具体的な記載内容を確認いただき、ご意見をいただきたい。との発言があった。
- その他委員から特に意見はなかったことから、議長が報告案件(4)について承認を求めた結果、全委員が承認した。

2.審議案件

(1)平群町デマンド型乗合タクシーの市内乗り入れについて

- 資料 5 に基づいて岡田課長及び吉田主幹から説明があった。
- 議長から、平群町デマンド型乗合タクシーの近畿大学奈良病院への運行は行きのみであり、その点に関して利用者の理解を得られているという認識であっているのか、との発言に対して、吉田主幹から、行きのみ利用可能であり、帰りは既存の公共交通を利用することにしている。との発言があった。
- 会長から、近畿大学奈良病院への乗り入れに対してどの程度ニーズがあるのか。また、資料 5 P.9 の予約者数に対して利用者数が少ないが、マッチングまたは利用者の問題であるのか。との発言に対して、岡田課長から、昨年に高齢者施設に設置したアンケート調査や、今年 8 月に実施した平群町介護保険事業計画策定に向けたアンケート調査の自由意見において、近畿大学奈良病院への乗り入れニーズが多く得られている。また、予約者数を件数で表現しているに対して利用者数は人数で表現しており、同一利用者が 3 回予約した場合は予約回数を 3 回としているため、予約者数と利用者数の乖離が生じている。との発言があった。
- 委員から、近畿大学奈良病院のような大きな病院では次回の通院予約を翌月とすると思われるが、デマンド型乗合タクシーの予約を 1 か月前から受け付ける予定なのか。との発言に対して、吉田主幹から 30 日前から予約可能である。との発言があった。
- その他委員から特に意見はなかったことから、議長が審議案件(1)について承認を求めた結果、全委員が承認した。

(2)地域内フィーダー系統確保維持計画の変更(案)について

- 資料 6 に基づいて事務局から説明した。
- 委員から、関連自治会には連絡済みであるのか。との発言に対して、事務局から、すべての関連自治会に説明済みである。との発言があった。
- その他委員から特に意見はなかったことから、議長が審議案件(2)について承認を求めた結果、全委員が承認した。

(3)コミュニティバス鹿ノ台線の本格運行について

- 資料 7 に基づいて事務局から説明した。
- 委員から特に意見はなかったことから議長が審議案件(3)について承認を求めた結果、全委員が承認した。

3.その他

(1)今後の会議予定等

- 事務局から、第 3 回協議会は令和 5 年 12 月 21 日(木)14 時から生駒市コミュニティセンター402 会議室で開催する予定である。との説明を行った。
- 委員から、本協議会では各交通モードが縦軸で交互に協議されているが、時代や社会情勢が変化している中で、人間の移動をどのように確保するのかという大局的な視点で各モードを検討していく必要があると考えている。これは生駒市だけでなく、全国的な課題である。との発言に対して、議長から、地域公共交通計画にその考え方が含まれており、そのベースとなる地域公

公共交通活性化再生法では、交通事業者だけでなく自治体が責任を持って公共交通を維持・発展するという理念が示されている。また、公共交通に関連する法的な枠組みや制度、予算が徐々に広がっている。皆様と一緒に、市の課題と全国的な課題の両方に応えていきたい。との発言があった。

以上